

基安労発第 0331004 号
平成 20 年 3 月 31 日

都道府県労働局労働基準部
労働衛生主務課長 殿

厚生労働省労働基準局
安全衛生部労働衛生課長
(契印省略)

THP と高齢者の医療の確保に関する法律に基づく特定保健指導と
の関係について

労働者の健康保持増進のための指針（昭和 63 年健康保持増進のための指針
公示第 1 号。以下「THP 指針」という。）に基づき、これまで各事業場におい
て健康保持増進措置（以下「THP」という。）が行われてきたが、平成 20 年
4 月 1 日から、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）
に基づき、特定健康診査及び特定保健指導が開始される。

THP は、全ての労働者を対象とした心身両面にわたる健康づくりであるが、
特定保健指導等は、40 歳から 74 歳までの被保険者、被扶養者を対象とした
内臓脂肪型肥満に着目した健康管理であり、実施義務者もそれぞれ事業者、医
療保険者と異なるところである。しかしながら、事業場の労働者（被保険者）
を対象とする保健指導という観点からみれば、THP の健康指導が特定保健指
導の対象外である 40 歳未満の者や異常所見のない者も対象とする一方で、特
定保健指導が 40 歳以上で生活習慣病の一定のリスクのある者を対象にリスク
に応じた保健指導をする等の違いがあるものの、生活習慣病の予防の面で、そ
の実施する内容は重なっており、また、THP を実施するスタッフ（以下「T
HP スタッフ」という。）は生活習慣病予防等の面での活動実績がある。

については、下記の特定保健指導との関係に留意しつつ、より多くの事業場で
THP の取組が特定保健指導等とともに普及・定着されるよう指導方願います
る。

なお、その推進に当たっては、地域・職域連携推進協議会を活用した地域保
健における健康づくり事業等との連携強化及び高齢者の医療の確保に関する法
律に基づく医療保険者が行う措置との連携も配慮方願します。

記

- 1 特定保健指導とT H Pを同時に実施する場合の留意事項について（参考1を参照。）
 - (1) 事業場又は労働者健康保持増進サービス機関等がT H Pと特定保健指導を同時に実施する場合

事業場又は労働者健康保持増進サービス機関等（以下「事業場等」という。）が、医療保険者から特定保健指導の実施につきアウトソーシングを受けた場合には、当該事業場等は、特定保健指導を全て含む内容でT H Pを実施するものとする。この場合には、事前に、医療保険者と費用分担等を決めておく必要があること。
 - (2) 特定保健指導部分を事業場等以外の機関が実施する場合

特定保健指導部分を事業場等以外の機関が実施する場合には、当該特定保健指導の一部がT H Pに該当することを踏まえ、当該事業場等は、医療保険者から特定保健指導の実施結果についての情報提供を受け、それに該当する者に対しては、当該特定保健指導の中のT H Pに該当する部分を除いて、T H Pを実施するものとする。この場合には、労働者の健康情報の保護に留意し、かつ、医療保険者、労働者の同意を得る必要があること。
- 2 T H Pスタッフが特定保健指導の実践的指導の実施者となるための要件について（参考2を参照。）

平成20年3月10日付け健発第0310007号、保発第0310001号「特定健康診査及び特定保健指導の実施について」（以下「特定保健指導等施行通知」という。）により、次のとおり、T H Pスタッフが特定保健指導の実践的指導の実施者となるための要件が示されていること。

なお、別紙1～3の追加研修については、中央労働災害防止協会において、T H Pスタッフ養成専門研修と併せて実施する予定であること。

 - (1) T H P指針に基づく運動指導担当者が特定保健指導における運動に係る実践的指導の実施者となるための要件
 - ア 特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準（平成19年厚生労働省令第157号。以下「実施基準」という。）第7条第1項第2号及び第8条第1項第2号の規定に基づき厚生労働大臣が定める食生活の改善指導又は運動指導に関する専門的知識及び技術を有すると認められる者（平成20年厚生労働大臣告示第10号。以下「実践的指導実施者基準」という。）第2の2中「1に定める者と同等以上の能力を有すると認められる者」に相当するものは、財団法人健康・体力づくり事業財団が

認定する健康運動指導士のほか、T H P 指針に基づく運動指導担当者であって別紙 1 の追加研修を受講した者であること。

イ なお、T H P 指針に基づく運動指導担当者であって保健師及び管理栄養士並びに特定保健指導等施行通知第三の 1 (1) にいう保健指導に関する一定の実務経験を有する看護師（実施基準施行後 5 年に限る。）である者については、別紙 1 の追加研修を受講する必要はないものとする。

ウ また、平成 2 0 年 3 月 3 1 日までに T H P 指針別表の 2 に定める運動指導専門研修を修了した運動指導担当者については、別紙 1 の追加研修を受講する必要はないものとする。

(2) T H P 指針に基づく産業栄養指導担当者又は産業保健指導担当者が特定保健指導における食生活の改善に係る実践的指導の実施者となるための要件

ア 実践的指導実施者基準第 1 の 2 中「 1 に定める者と同等以上の能力を有すると認められる者」に相当するのは、T H P 指針に基づく産業栄養指導担当者であって別紙 2 の追加研修を受講した者又は T H P 指針に基づく産業保健指導担当者であって別紙 3 の追加研修を受講した者であること。

イ なお、T H P 指針に基づく産業栄養指導担当者であって管理栄養士である者、又は T H P 指針に基づく産業保健指導担当者であって保健師又は特定保健指導等施行通知第三の 1 (1) にいう保健指導に関する一定の実務経験を有する看護師（実施基準施行後 5 年に限る。）である者については、それぞれ別紙 2 の追加研修又は別紙 3 の追加研修を受講する必要はないものとする。

ウ また、平成 2 0 年 3 月 3 1 日までに、T H P 指針別表の 5 に定める産業栄養指導専門研修を修了した産業栄養指導担当者又は T H P 指針別表の 6 に定める産業保健指導専門研修を修了した産業保健指導担当者については、それぞれ別紙 2 又は別紙 3 の追加研修を受講する必要はないものとする。

3 その他

平成 9 年 2 月 3 日付け基発第 6 8 号「健康保持増進措置を実施するスタッフ養成専門研修について」別表 1 中、「 5 産業栄養指導専門研修」の②に記載された「労働者に対する栄養指導の実務の経験」又は「 6 産業保健指導専門研修」の②に記載された「労働者に対する生活指導の実務の経験」については、対象者が明らかに労働者ではない者に限定した栄養指導又は生活指導に係るものを除き、当該実務経験に含むものとみなして差し支えないこと。

THP指針に基づく運動指導担当者が特定保健指導における
運動に係る実践的指導を実施するための追加研修

分野	範囲	時間
1. 運動の基礎科学	女性の体力・運動能力の特徴とトレーニング	1.5
2. 栄養指導	身体活動量の定量法とその実際	2.0
3. 生活習慣病予防と運動	(1)生活習慣病	11.5
	(2)運動プログラムの管理	2.5
	(3)機能解剖とバイオメカニクス	2.5
4. 運動行動変容の理論と実際	運動行動変容の理論と実際	4.0
計		24.0

THP指針に基づく産業栄養指導担当者が特定保健指導における
食生活の改善に係る実践的指導を実施するための追加研修

分野	範囲	時間
1. メンタルヘルス ケア	(1) ストレスとその関連疾患 (メタボリックシンドローム)の理解	0.5
2. 栄養指導	(1) 食行動変容と栄養教育 (2) ライフステージ、ライフスタイル別栄養指導	2.5
3. 健康教育	(1) 健康生活への指導プログラムの基礎知識と 方法 (2) メタボリックシンドロームに関する健康教育	3.0
4. 生活指導	(1) 健康に影響する生活環境要因と生活指導 (2) 個人の健康課題への対処行動(保健行動) (3) 個別・集団の接近技法 (4) ライフステージ、健康レベル別健康課題と生 活指導	6.0
計		12.0

THP指針に基づく産業保健指導担当者が特定保健指導における
食生活の改善に係る実践的指導を実施するための追加研修

分野	範囲	時間
1. 栄養指導	(1)食行動変容と栄養教育 (2)ライフステージ、ライフスタイル別栄養指導	4.5
2. 研究討議	意見交換(メタボリックシンドローム関連)	1.5
3. 生活指導	(1)健康に影響する生活環境要因と生活指導 (2)個人の健康課題への対処行動(保健行動) (3)個別・集団の接近技法 (4)ライフステージ、健康レベル別健康課題と生活指導	6.0
計		12.0

特定保健指導の実施に係る関係告示等

特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準（平成19年厚生労働省令第157号）第7条第1項第2号及び第8条第1項第2号の規定に基づき厚生労働大臣が定める食生活の改善指導又は運動指導に関する専門的知識及び技術を有すると認められる者（平成20年厚生労働大臣告示第10号）（抄）

特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準（平成19年厚生労働省令第157号）第7条第1項第2号及び第8条第1項第2号の規定に基づき厚生労働大臣が定める食生活の改善指導又は運動指導に関する専門的知識及び技術を有すると認められる者は、次のとおりとする。

第1 食生活の改善指導に関する専門的知識及び技術を有すると認められる者
食生活の改善指導に関する専門的知識及び技術を有すると認められる者は、次のいずれかに該当する者とする。

(1 略)

2 1に定める者と同等以上の能力を有すると認められる者

第2 運動指導に関する専門的知識及び技術を有すると認められる者

運動指導に関する専門的知識及び技術を有すると認められる者は、次のいずれかに該当する者とする。

(1 略)

2 1に定める者と同等以上の能力を有すると認められる者

平成20年3月10日付け健発第0310007号、保発第0310001号 「特定健康診査及び特定保健指導の実施について」（抄）

第三 特定保健指導

1 保健指導に関する一定の実務経験のある看護師について

(1) 特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準（平成19年厚生労働省令第157号。以下「実施基準」という。）附則第2条中「保健指導に関する一定の実務の経験を有する看護師」とあるのは、平成20年4月現在において1年以上（必ずしも継続した1年間である必要はない。）、保険者が保健事業として実施する生活習慣病予防に関する相談及び教育の業務又は事業主が労働者に対して実施する生活習慣病予防に関する相談及び教育の業務に従事した経験を有する看護師と解するものとする。なお、業務に従事とは、反復継続して当該業務に専ら携わっていることを意味するものであること。

(2) 特定保健指導を受託する機関は、当該「保健指導に関する一定の実務経験を有すると認められる看護師」が受託業務に従事する予定がある場合には、委託元の保険者に対し、保険者や事業主等が作成した1年以上実務を経験したことを証明する文書（「実務経験証明書」という。）を提出すること。

(以下略)